

佐賀県規則第30号

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第2（第4条関係） 第1 建築物に関する整備基準		別表第2（第4条関係） 第1 建築物に関する整備基準	
公共的部分	整備基準	公共的部分	整備基準
1～6 略		1～6 略	
7 敷地内の通路	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（<u>建築基準法第43条第1項</u>ただし書に規定する空地に限る。以下これを「道等」という。）（地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合においては、当該建築物の車寄せ）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p>	7 敷地内の通路	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（<u>建築基準法第43条第2項第2号</u>に規定する空地に限る。以下これを「道等」という。）（地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合においては、当該建築物の車寄せ）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p>

改正前		改正後	
	ア～オ 略 (5)・(6) 略		ア～オ 略 (5)・(6) 略
8～18 略		8～18 略	
第2～第5 略		第2～第5 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。